

浄化槽管理組合だより

平成30年度第2号 編集・発刊 大町市浄化槽管理組合

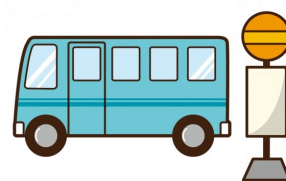


平成30年度 浄化槽講習会開催報告



大町市役所東大会議室

本年度の浄化槽講習会が、平成30年11月28日に大町市役所で開催されました。今回は、参加者が利用する、ふれあいバスの往復チケットを用意するなど、できるだけ多くの方に参加していただけるよう取り組みました。



講習の内容は、昨年度に引き続き豊かな環境づくり大北地域会議との共催により、全国浄化槽推進市町村協議会から講師を

招き、第一部は発生から4年を迎えた神城断層地震を教訓とした内容の災害時の浄化槽に対する知識「災害対応と備え」、第二部は大町市の水環境と日本の水循環への浄化槽の役割について「環境保全意識の啓発」と題した講演がありました。

また、長野県浄化槽協会からは、「浄化槽の法定検査について」の説明があり、法定検査の必要性が訴えられました。



竹村組合長の開会挨拶



理事巡回点検とアンケート



10月1日の「浄化槽の日」を中心に、組合理事が延べ7日間にわたり57基の浄化槽を巡回訪問しました。今回の訪問の目的は、各ご家庭で契約を結んでいる保守点検業者さんが、適正な点検を行っているか？ 対応はどうか？ 等を調査させていただくためにお邪魔させていただきました。

これに併せて、各ご家庭の浄化槽の使い方、清掃状況、法定検査の受検状況を確認し、問題が見つかった場合はその場で直接指導をさせていただき、その後直接保守点検業者に連絡を取り、浄化槽の適正な維持管理を引き続き行なっていただくように協力をお願いしました。

今回初めてアンケート調査を行い、貴重なご意見をいただくことができました。

↓「結果とまとめ」をご覧ください。



『大町市浄化槽管理組合の活動に関するアンケート』

(回答数 57 軒中 20 軒から回収)

設問 (1) 浄化槽保守点検事業について、点検業者から事前の連絡やあいさつが

(ある 10・ない 10)

設問 (2) 浄化槽保守点検事業について、点検業者から終了時の説明やあいさつが

(ある 18・ない 1・無回答 1)

設問 (3) 浄化槽保守点検事業について、点検業者に意見や要望が (ある 4・ない 16)



設問 (1) から (3) についてのご意見

※業者が突然点検に来た。

※点検を受けているのになぜ 5,000 円も払って法定検査を受ける必要があるのか？

事務局からの回答その1	浄化槽が適正に設置され、保守点検や清掃が正しく行われているかを判断し、放流水が水質基準を満たしているかを検査する必要があります。
-------------	--

設問 (4) 大町市浄化槽管理組合の組織について、意見や要望が

(ある 0・ない 17・無回答 3)

設問 (5) 年に一度開催している定期総会について、意見や要望が

(ある 0・ない 17・無回答 3)

設問 (6) 年に一度開催している浄化槽講習会について、意見や要望が

(ある 0・ない 18・無回答 2)

設問 (7) 年に二回発行の「浄化槽だより」について、意見や要望が

(ある 1・ない 15・無回答 4)

設問（４）から（７）についてのご意見

※参加したことが無いから分からない。

※浄化槽だよりは印刷費節約のために年一回にしても良いのではないか。

事務局からの
回答その２

年２回発行している組合だよりは事務局が手作りしています。第１号は、毎年７月に定期総会資料に同封して組合員の皆さまに郵送し、第２号は昨年から当市ホームページに掲載しております。なお、「市役所浄化槽コーナー」でも浄化槽だよりを配布しておりますので、ご希望の方は事務局までお問合せ下さい。

設問（８）上記の質問以外で、浄化槽について相談したいことなど、何でも構いませんのでご意見をお寄せください(回答 1)

設問（８）のご意見

※浄化槽の法定検査は、法人の協会検査センターが年１回の法定検査を実施していますが、３ヶ月に１度点検業者が適正な維持管理を行っており、良質の水管理が出来ているので、２年に１回位で良いのではないか。１回５,０００円支払っている、検討願いたい。他に、薬剤代、くみ取り料、ポンプ交換等の費用が必要なため、下水道使用者と対比し、市、組合からの援助を検討願いたい。

※古い浄化槽を再度使用する方法を教えてください。

事務局からの
回答その３

法定検査の必要性については事務局からの回答その１を御覧ください。維持管理にかかる費用については、すでに大町市が下水道処理区域と対比し、維持管理補助金を交付しております。使わなくなった古い浄化槽を再利用したいとお考えの方は、清掃（汲み取り）及び配管の切断をして、人が転落することがないように管理することで、廃止手続き後に“雨水処理装置”または“雨水利用装置”として使うことができます。

組合活動の今後の課題
～アンケート結果から～



今年度の組合理事による巡回点検は、事実上の点検業者に対する作業指導となり、さらに徹底した維持管理の活動を推し進めるものとなりました。

1、組合事業をもっと認知してもらえよう創意工夫する

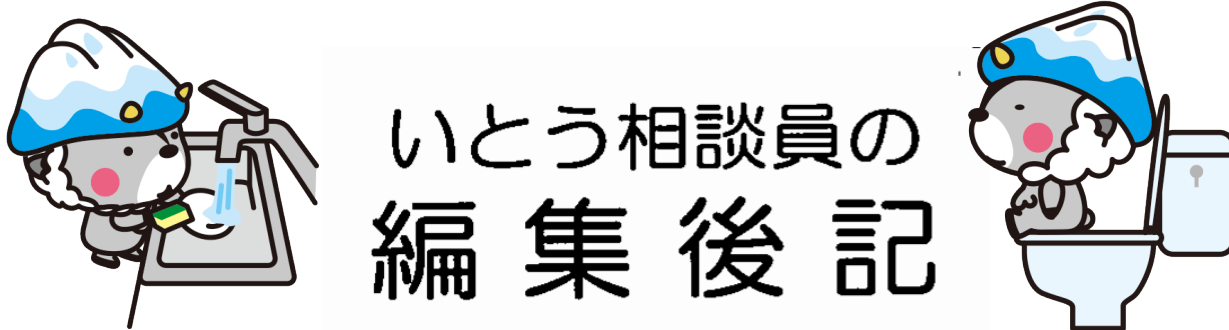
浄化槽の適正管理に直結する講習会やお得な維持管理方法など、組合員ひとりひとり身近な事と感じていただけるように知恵を絞って広報に努めたいと思います。

2、浄化槽法定検査については浄化槽協会と連携し広く理解を求める。

一番質問やご意見が多い法定検査については、長野県浄化槽協会と連携し、費用負担軽減や点検頻度について、意見交換などの機会を作りたいと思います。

3、法定検査振込手数料について

長野県浄化槽協会に対し、法定検査料金の振込手数料が軽減されるようにはたらき掛けました。現在、同協会において振込手数料が掛からないよう検討が進められています。



「理事巡回点検」を終えて.....

前述の通り、今回行った理事巡回点検で理事から次のような指摘がありました。

- ◎マンホール枠の清掃が必要である ◎洗剤の使用量が多い
- ◎ブロワ(送風機)のフィルターに埃がたまり、清掃が必要である
- ◎ブロワ(送風機)のフィルターが規格外品であった
- ◎ブロワ(送風機)のコンセントが抜かれている
- ◎返送管に詰りがある ◎清掃(汲み取り)の時期が来ている

これらについては、必ずしも業者の責任とは言えませんが、すぐに業者に連絡して改善をお願いしました。

浄化槽が効率よく役割を果たし長い期間使えるように、洗剤の使い過ぎに気をつけましょう。また、浄化槽に空気を送らないと微生物が死んでしまい処理が出来なくなりますので、ブロワ(送風機)のコンセントは絶対に抜かないでください。

今回の『大町市浄化槽管理組合の活動に関するアンケート』でいただいたご意見は、ひとつ、ひとつ大切に扱い、今後の組合活動に活かして行きたいと思います。

ご協力をいただき有難うございました。

事務局： 大町市役所上下水道課内 大町市浄化槽管理組合

TEL： 0261-22-0420 内線 715

Email： jouka@city.omachi.nagano.jp



HPはこちらから↑